

(整理番号 524)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第2回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月28日(月)
午後3時59分から同5時57分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 2 名
使用者を代表する委員 2 名
- 4 議 事
大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
(1) 大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者を代表する委員からは、実態調査結果の労働者1人から9人の第1・20分位数等の指標からも、特定最低賃金の水準に張りついている。ここを引き上げていくことで、魅力ある産業、魅力ある賃金水準にしなければ、産業に人が集まらない等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
 - ・ 使用者を代表する委員からは、中小零細企業ではいまだ価格転嫁ができておらず、時間額1,028円で労働者を雇用している中小零細企業では、地域別最低賃金が1,064円に引き上げられることから、人件費の負担増と物価高に伴う原材料の高騰を含めると、さらに利益確保が難しくなる等の理由から改正決定の必要性については慎重であるべきとの主張があった。

(2) 全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。